

質 問

地方選挙でもマニフェストの頒布が解禁されたと聞きましたが、どのような方法で認められているのですか。

回 答

「マニフェスト (manifesto)」とは、もともとは「宣言・声明書」などを意味する言葉ですが、特に政治の分野では「選挙の際に政党などが発表する、具体的な公約」といった意味で用いられています。議会制民主主義の歴史が長いイギリスをはじめとする諸国で既に政権公約集として実践されています。

抽象的なスローガンに映りやすい従来の公約とは異なり、具体的な施策、実施期限、数値目標を明示するとともに、事後にその実績や進捗状況の検証を行うことで、候補者が有権者に対し、施策における責任を明確にすることを目的としています。つまり、いつ（実施時期）の予算（目標設定）に何（具体的な施策）を盛り込んで実現させるのかを明文化するものとなりますが、このことは結局政権を担当して予算を制定し、行政を運営することが条件となるため、日本では、よく「政権公約」という訳があてられ、定着しつつあります。

ところで、選挙運動のために使用する文書図画として、選挙運動中に頒布できる物はもともと、国政選挙についてはビラと通常葉書に限定されていたため、マニフェストが冊子状となると、頒布することはできませんでした。

このような法規制に対して、政策本位、政党本位の選挙制度を実現するためにはいわゆる冊子状のマニフェストを公職選挙法上頒布できるようにすべきであるという意見が数多く述べられるようになり、各党間においても、冊子状の物を選挙運動用文書図画として頒布できるようにするための公職選挙法改

正案の検討が行われることとなりました。

その結果、国政選挙においては、平成15年10月26日施行の公職選挙法の改正により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされました。今では、このパンフレット等を単に「マニフェスト」と呼ぶことが一般的です。

一方、地方選挙においては、平成15年の法改正後も選挙運動のために頒布できる文書図画は、通常葉書に限られていたところであり、国政選挙で候補者に認められている選挙運動用ビラの頒布は依然として認められていませんでした。このような現状に対して、平成16年以降、地方選挙においても政権公約（マニフェスト）型選挙の推進を図る必要があるとして、各方面から積極的な提言等が行われることとなりました。

また、わが国において、マニフェスト型の選挙が最初に実現されたのが知事選挙であったとされ、マニフェストの実践は首長制の地方公共団体の方が適している面があること、市町村合併の進展により今後新市町村の首長選挙が数多く予定されていることなどから、地方選挙においてもその仕組みの導入が求められるようになりました。

こうした流れを受け、地方選挙においては、平成19年3月22日施行の公職選挙法の改正により、地方公共団体の長の選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）を頒布することができることとされました。

マニフェストの頒布解禁を背景としつつも、国政

選挙において、政党等がマニフェストとしてパンフレット等の頒布を認められていることに対し、首長選挙においては、選挙運動用ビラとして頒布が認められることとなったのは、大きな違いといえます。これは、首長選挙が候補者個人を主体とするものであり、パンフレット等では候補者の資金力により格差が生じるおそれがあることに配慮したものと考えられます。

いずれにせよ、このことにより、マニフェスト型の選挙を志向する知事・市町村長候補者は、このビラを用いて自らの政権公約を訴えることができることになりました。改正法の施行直後の統一地方選挙から、有権者は、こうしたビラを手にする機会が生まれ、候補者を選択するための判断材料が増えたといえるでしょう。

この選挙運動用ビラの種類、枚数、頒布方法等については以下のとおりです。

1. 選挙運動用ビラの種類と枚数

地方公共団体の長の選挙において、選挙運動用ビラを、公職の候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの二種類以内で、次に掲げる表（太枠内）の選挙ごとの枚数以内において頒布することができます。

2. 頒布方法

選挙運動用ビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ頒布できないこととされており、次に掲げる方法以外の方法では頒布することができません。また、散布することができません。

(1) 新聞折込みによる頒布

「新聞折込みによる方法」とは、通常の一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む頒布方法であると考えられています。したがって、不特定の者に無差別に配布される新聞、路上、駅頭での立売り、臨時の号外への折込み等不特定の者を対象とする頒布方法は含まれないと解されています。

(2) 選挙事務所内における頒布

選挙事務所内にビラを置き、当該選挙事務所を訪れた者に自由に持ち帰らせることができます。但し、法律上選挙事務所の内部における頒布が認められているのであって、選挙事務所から外部に対しては配布することができないものと解されています。

(3) 個人演説会の会場内における頒布

公職の候補者が行う個人演説会の会場内において、聴衆に対して選挙運動用ビラを頒布することができます。

各選挙におけるビラの配布枚数

選挙の種類		主体	ビラの枚数
衆議院	小選挙区	候補者個人	7万枚
		候補者届出政党	候補者を届け出た都道府県ごとに4万枚×届出候補者の数
	比例代表	名簿届出政党等	制限なし
参議院	選挙区	候補者個人	10万枚＋（都道府県内の衆議院小選挙区数－1）×1万5千枚（上限30万枚）
	比例代表	名簿届出政党等	25万枚
都道府県知事		候補者個人	10万枚＋（都道府県内の衆議院小選挙区数－1）×1万5千枚（上限30万枚）
指定都市の市長		候補者個人	7万枚
指定都市以外の市長		候補者個人	1万6千枚
町村長		候補者個人	5千枚

(4) 街頭演説の場所における頒布

一般に、街頭又はこれに類似する場所（広場、公園、空地等施設の構内ではない場所）で、街頭演説の聴衆がいる一定の範囲内にある者に対して選挙運動用ビラを配布することができます。この場合、この範囲内にある聴衆はもちろん、通行人や単に立ち止まっている者に対しても頒布することができますが、家屋内で演説を聴いている者などに対して頒布することはできないものと解されています。

3. 選挙運動用ビラの形態

選挙運動用ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

ビラの大きさは、長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4版）を超えることができません。

ビラの記載内容については、それが犯罪を構成する場合を除き自由ですが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

なお、選挙運動用ビラは、一枚の紙の両面に印刷すること、色刷りにすることが可能です。

4. 選挙運動用ビラの作成の公営

都道府県知事選挙については都道府県、市長選挙については市は、それぞれ条例で定めるところにより、選挙運動用ビラの作成を無料ですることができます。

府内の市では、22市が既に条例を定めています。

なお、町村の長の選挙については公営の対象とされていません。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）